

発行定日 毎週火曜日及び金曜日

奈良県公報

目次

ページ

- 〔規則〕 ○奈良県行政組織規則及び職員職
の設置等に関する規則の一部を改
正する規則 一
- 〔訓令〕 ○奈良県行政文書管理規程の一部改
正 二
- 奈良県事務決裁規程及び奈良県職
員服務規程の一部改正 二

規則

奈良県行政組織規則及び職員職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年八月三十一日

奈良県知事 柿本善也

奈良県規則第八号

奈良県行政組織規則及び職員職の設置等に関する規則の一部を改正する規則
(奈良県行政組織規則の一部改正)

第一条 奈良県行政組織規則(昭和三十一年七月奈良県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三条の表企画部の部平城遷都千三百年記念事業準備室の項を削り、同部中

観光課	観光課
-----	-----

改める。

局 務 事 備 準 業 事 念 記 年 百 三 千 都 遷 城 平	局 流 交 光 観
事業課	交通政策課
企画課	文化国際課
	観光課

局 流 交	局 流 交
交通政策課	文化国際課

に

を

第六条企画部の部平城遷都千三百年記念事業準備室の項を削り、同部観光交流局交通政策課の項の次に次のように加える。

平城遷都千三百年記念事業準備事務局 企画課

平城遷都千三百年記念事業の企画及び調整に関すること。

平城遷都千三百年記念事業準備事務局 事業課

平城遷都千三百年記念事業の推進に関すること。

(職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

第二条 職員の職の設置等に関する規則(昭和四十一年三月奈良県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中「観光交流局長」の下に「及び平城遷都千三百年記念事業準備事務局長」を加え、同条第三項第七号中「平城遷都千三百年記念事業準備室」を「平城遷都千三百年記念事業準備事務局の課」に改める。

第六条中第八項を第九項とし、第四項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

4 平城遷都千三百年記念事業準備事務局長は、上司の命を受け、平城遷都千三百年記念事業準備事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

附則

この規則は、平成十六年九月一日から施行する。

訓令

奈良県訓令第三号

各部課室

各出先機関

奈良県行政文書管理規程(昭和三十六年三月奈良県訓令甲第一号)の一部を次のように改正し、平成十六年九月一日から施行する。

平成十六年八月三十一日

奈良県知事 柿本善也

第七条第一項第二号中「観光交流局長名」の下に「平城遷都千三百年記念事業準備事務局長名」を加える。

平城遷都千三百年記念事業準備室

第九条第一項及び第十一条第五号中「観光交流局長印」の下に「平城遷都千三百年記念事業準備事務局長印」を加える。

第十八条第三項第四号中「観光交流局長決裁」の下に「平城遷都千三百年記念事業準備事務局長決裁」を加える。

附則第七項中「平城遷都千三百年記念事業準備室」を「学研協力課」に、「長」を「課」に改める。

別表の本庁における記号の表企画部の項中

平城遷都千三百年記念事業準備室

観光課

文化国際課

交通政策課

観光課

文化国際課

交通政策課

観光課

文化国際課

交通政策課

観光課

文化国際課

交通政策課

観光課

文化国際課

交通政策課

観光課

文化国際課

交通政策課

観光課

文化国際課

交通政策課

観光課

文化国際課

交通政策課

観光課

文化国際課

交通政策課

奈良県訓令第四号

各部課室

各出先機関

奈良県事務決裁規程及び奈良県職員服務規程の一部を改正する規程を次のように定め、平成十六年九月一日から施行する。

平成十六年八月三十一日

奈良県知事 柿本善也

奈良県事務決裁規程及び奈良県職員服務規程の一部を改正する規程

(奈良県事務決裁規程の一部改正)

第一条 奈良県事務決裁規程(昭和三十六年三月奈良県訓令甲第三号)の一部を次のよ

うに改正する。

第二条第六号中「観光交流局長」の下に「及び平城遷都千三百年記念事業準備事務局長」を加える。

(奈良県職員服務規程の一部改正)

第二条 奈良県職員服務規程(昭和三十六年三月奈良県訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「観光交流局長」の下に「及び平城遷都千三百年記念事業準備事務局長」を加える。

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二―三二―一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九―一八
電話 〇七四二―三五―七三二代

本誌は再生紙を使用しています。